

平成8年7月12日  
文化庁長官裁定

重要文化財の所有者及び管理団体以外の者が重要文化財の公開を行う場合の許可に係る基準を次のように定める。

#### 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可に係る基準

##### (公開の実施者)

第1 重要文化財の公開を行う者が、重要文化財の公開を円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

##### (重要文化財の管理)

第2 重要文化財の管理の体制が、次に掲げる要件を満たしていること。

- イ 公開又は公開のための移動によって重要文化財がき損するおそれがないこと、及び重要文化財の保存に支障が生じるおそれがないこと。
- ロ 公開を行う博物館その他の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

##### (学芸員の配置)

第3 公開を行う博物館その他の施設に博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に規定する専任の学芸員が1名以上配置されており、公開に係る業務に従事すること。

##### (博物館等の建物及び設備)

第4 重要文化財の公開を行う博物館その他の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が論じられていること。

- イ 建物が、耐火耐震構造であること。
- ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

- ハ 温度，相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができること。
- ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。
- ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。
- ヘ 博物館その他の施設が同一の建物内で他の施設(商業施設を除く。)と併設して設置されているときは，文化財の保存又は公開に係る設備が，当該博物館その他の施設の専用のものであること。
- ト 博物館その他の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは，当該博物館その他の施設が，文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶(非常口を除く。)していること。